

材料科学高等研究所新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

令和2年4月17日

所長裁定

1 設置

材料科学高等研究所（以下「AIMR」という。）では、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の拡大防止並びに緊急事態に対応するため、これまで所長を筆頭に執行部の関係者により必要な対策を進めてきたが、令和2年4月14日本部通知を踏まえ、これを新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）として再定義の上、設置する。

2 構成

(1) 対策本部の構成は、次のとおりとする。

所長、副所長、研究支援部門長、事務長、安全衛生管理室長

(2) 本部長は、所長とする。

(3) 対策本部には、(1)に定める者のほか、必要に応じて構成員を加えることができるものとする。

3 意思決定

対策本部は、COVID-19に関してAIMRとして判断すべき事項の意思決定を行う。

4 対策本部における職務の代行順位

対策本部の構成員のいずれかに感染が発症し、職務が遂行できない事態となった場合における代行順位は次のとおりとする。

所長 → 副所長 → 研究支援部門長 → 事務長 → 安全衛生管理室長
→ 総務係長